

## 提出されたご意見及び行政の考え方

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）」についての意見募集について」に対するご意見及び行政の考え方について

### 1. 提出されたご意見の概要

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）（以下「省令案等」といいます。）について、平成18年8月25日から9月25日までの期間、広く国民等から意見を募集しパブリック・コメント手続きを実施したところです。

その結果、意見の募集期間において、当該省令案等に対する意見は寄せられませんでした。

### 2. 提出されたご意見についての考え方

以上のパブリック・コメント手続きの実施結果等を踏まえ、当該手続きに従い、「[危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令](#)」、「[危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件](#)」及び「[石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件](#)」が平成18年9月29日に官報に掲載され、公布されました。

今後とも、皆様からの貴重なご意見を十分に踏まえながら、国民の安心・安全を守る消防行政を展開して参りますので、引き続き、消防行政にご理解を賜るようお願いします。

### 3. 本件問い合わせ先

消防庁危険物保安室（担当：安藤）

電話：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

電子メール：t.andou@soumu.go.jp